

石川県公報

令和 4 年 12 月 2 日 (金曜日)

号 外

(第 93 号)

目 次

規 則	人事委員会
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1	○石川県職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則 2
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正 2	○一般職の職員の給与に関する条例附則第三十項の規定による給料月額及び同条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料に関する規則 24
○石川県企業職員就業規程の一部改正 2	

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十五号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十五年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「当該技能労務職員の職務の級に応じて別表第三に掲げる」、「(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額(その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」及び「(その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額)」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額(その額が一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の職務の級に応じた別表第三に掲げる額

二 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 当該職員の職務の級に応じた別表第三の二に掲げる額

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	194,100	205,200	223,700	244,600	275,400

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第3の2(第4条関係)

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	5,800円
2級	6,100円
3級	6,700円
4級	7,300円
5級	8,200円

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年石川県条例第二十八号)第六条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の適用に伴う経過措置については、石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第十四条の規定による石川県一般職の職員の例による。

土木部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第2号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月2日

石川県知事 馳 浩

第3条の表備考8(1)中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考8(2)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「地方公務員法第28条の5第1項により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

石川県企業管理規程第3号

石川県企業職員就業規程(昭和46年石川県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月2日

石川県知事 馳 浩

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会

石川県職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第十六号

石川県職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(石川県職員の定年等に関する規則の一部改正)

第一条 石川県職員の定年等に関する規則(昭和六十年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(勤務延長に関する報告)」に改め、同条中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出しを「(勤務延長等に係る辞令の交付)」に改め、同条中「人事異動通知書」を「辞令」に改め、同条ただし書中「替える」を「代える」に改め、同条を第六条とする。

第二条の前の見出しを削る。

第四条に見出しとして「(定年に達しているものの任用の制限)」を付し、同条中「勤務延長を行つた職員を異動させ」を「前項ただし書に規定する人事委員会の承認を得」に、「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を第五条とする。

任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体の職員又は石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつているもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を特別の事情により人事委員会の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

第三条に見出しとして「(勤務延長等に係る職員の同意)」を付し、同条中「職員の同意は、」の下に「それぞれ、定年退職日、勤務延長の期限の到来の日又は勤務延長の期限を繰り上げようとする日に近接する適切な時期に、」を加え、同条を第四条とする。

第二条に見出しとして「(異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務期間延長の期限の延長の承認)」を付し、同条中「(同条第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)」を削り、「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改め、同条後段を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得ようとする場合は、異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書(別記様式第一号)を人事委員会に提出するものとする。

第二条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

3 前二項の場合において、当該申請書には次条に規定する書面を添付するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定年退職 条例第二条の規定により退職することをいう。
- 二 勤務延長 条例第四条第一項又は第二項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- 三 勤務延長職員 条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。
- 四 定年前再任用 条例第十二条又は第十三条の規定により採用することをいう。
- 五 定年前再任用短時間勤務職員 条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。

第七条の次に次の十条を加える。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第八条 条例第九条第一項又は第三項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長の承認)

第九条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の規定による承認を得ようとする場合は、異動期間の期限延長承認申請書(別記様式第五号)を人事委員会に提出するものとする。この場合において、当該申請書には第十一条に規定する書面を添付するものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の特定管理監督職群に属する県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭及び部主事とする。

(降任等に係る職員の同意)

第十一条 条例第十条に規定する職員の同意は、適切な時期に書面により得るものとする。

(降任等に係る辞令の交付)

第十二条 任命権者は、他の職へ降任等をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。

- 一 条例第九条各項の規定により異動期間を延長する場合
- 二 条例第九条各項の規定により延長した異動期間の期限を繰り上げる場合
- 三 条例第九条各項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第十三条 任命権者は、毎年六月末日までに異動期間の延長の状況報告書(別記様式第六号)により、前年の四月一日からその年の四月一日までの間に条例第九条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用の原則)

第十四条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第十三条に定める平等取扱いの原則、法第十五条に定める任用の根本基準及び法第二十三条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 条例第十二条の規定による年齢六十一年以上退職者等が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第十五条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- 二 定年前再任用を行う日
- 三 定年前再任用に係る勤務地
- 四 定年前再任用をされた場合の給与
- 五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 その他任命権者が必要と認める事項

2 前項に規定する定年前再任用希望者の同意は、定年前再任用を行う前の適切な時期に書面により得るものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十六条 条例第十二条及び第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- 一 能力評価及び業務評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る辞令の交付)

第十七条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。ただし、第二号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- 一 定年前再任用を行う場合
- 二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員が当然に退職する場合

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

<p style="text-align: center;">石川県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">任命権者</p> <p style="text-align: center;">異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書</p> <p>石川県職員の定年等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、異動期間を延長した職員の期限延長の承認について別紙のとおり申請します。</p>	<p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

(別紙)

1 勤務延長する 予 定 者 氏 名		2 生 年 月 日 (年齢)	年 月 日 (歳)
3 所 属		4 職 種	
5 職 名		6 給料表の種類、 級 及 び 号 給	給料表 級 号給
7 定 年 年 齢	歳	8 定 年 退 職 日	年 月 日
9 現に占めている 管理監督職に係る 勤務上限年齢	歳	10 延長前の異動期間の 末 日	年 月 日
11 異動期間の期限 延長の理由			
12 延長後の 異動期間の期限	年 月 日		
13 現に従事している 職務の内容			
14 勤務延長の理由			
15 勤務延長後の期限	年 月 日		
16 その他参考と なる事項			

備考 履歴書を添付すること。

別記様式第2号(第3条関係)

<p>石川県人事委員会委員長 様</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p>
<p>任命権者</p> <p>勤務延長の期限延長承認申請書</p>	
<p>石川県職員の定年等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、勤務延長の期限延長の承認について別紙のとおり申請します。</p>	

(別紙)

1 期限を延長する 予 定 者 氏 名		2 生 年 月 日 (年齢)	年 月 日 (歳)
3 所 属		4 職 種	
5 職 名		6 給料表の種類、 級 及 び 号 給	給料表 級 号給
7 定 年 年 齢	歳	8 定 年 退 職 日	年 月 日
9 勤務延長の理由			
10 勤務延長の期限	年 月 日		
11 現に従事している 職 務 の 内 容			
12 勤務延長の期限 を延長する理由			
13 延長後の期限	年 月 日		
14 その他参考と な る 事 項			

備考 履歴書を添付すること。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

石川県人事委員会委員長 様 任命権者 勤務延長職員の異動承認申請書	文 書 番 号 年 月 日
石川県職員の定年等に関する規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、勤務延長職員の異動の承認について別紙のとおり申請します。	

(別紙)

1 異動予定者の氏名		2 生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
3 異動前の所属等			
(1) 所 属		(2) 職 種	
(3) 職 名		(4) 給料表の種類、級及び号給	給料表 級 号給
(5) 定 年 年 齢	歳	(6) 定 年 退 職 日	年 月 日
(7) 職 務 内 容			
4 異動後の所属等			
(1) 所 属		(2) 職 種	
(3) 職 名		(4) 給料表の種類、級及び号給	給料表 級 号給
(5) 定 年 年 齢	歳	(6) 定 年 退 職 日	年 月 日
(7) 職 務 内 容			
5 勤務延長の理由			
6 勤務延長の期限			
年 月 日			
7 異動の理由			
8 その他参考となる事項			

備考 履歴書を添付すること。

別記様式第 3 号の次に次の 3 様式を加える。

別記様式第4号(第7条関係)

文 書 番 号
年 月 日

石川県人事委員会委員長 様

任命権者

勤務延長の状況報告書

石川県職員の定年等に関する規則第7条の規定に基づき、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

(別紙)

勤務延長の状況

氏名	生年月日 (年齢)	所属	職種	職名	給料表の種類、 級及び号給	定年年齢 (定年退職日)	現に従事している 職務の内容	勤務延長 の理由	勤務延長 の期限	その他参考 となる事項
	年 月 日 (歳)				給料表 級 号給	歳 (年 月 日)			年 月 日	
~~~~~										
	年 月 日 ( 歳)				給料表 級 号給	歳 ( 年 月 日)			年 月 日	

別記様式第 5 号 (第 9 条関係)

<p style="text-align: center;">石川県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">任命権者</p> <p style="text-align: center;">異動期間の期限延長承認申請書</p> <p>石川県職員の定年等に関する規則第 9 条の規定に基づき、異動期間の期限延長の承認について別紙のとおり申請します。</p>	<p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

(別紙)

1 異動期間の期限を延長する予定者氏名		2 生年月日(年齢)	年 月 日 ( 歳)
3 所 属		4 職 種	
5 職 名		6 給料表の種類、級及び号給	給料表 級 号給
7 定 年 年 齢	歳	8 定 年 退 職 日	年 月 日
9 異動期間の期限延長の理由			
10 延長後の異動期間の期限	年 月 日		
11 現に従事している職務の内容			
12 異動期間の期限を延長する理由			
13 延長後の異動期間の期限	年 月 日		
14 その他参考となる事項			

備考 履歴書を添付すること。

別記様式第6号(第13条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

石川県人事委員会委員長 様

任命権者

異動期間の延長の状況報告書

石川県職員の定年等に関する規則第13条の規定に基づき、異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

(別紙)

異動期間の延長の状況

氏名	生年月日 (年齢)	所 属	職 種	職 名	給料表の種類、 級及び号給	定 年 年 齢 (定年退職日)	現に従事している 職 務 の 内 容	異動期間 延長の 理 由	異 動 期 間 延長の期限	その他参考 となる事項
	年 月 日 ( 歳)				給料表 級 号給	歳 ( 年 月 日)			年 月 日	
	年 月 日 ( 歳)				給料表 級 号給	歳 ( 年 月 日)			年 月 日	

附則に次の三項を加える。

(情報の提供)

4 条例附則第八項及び第九項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第一号、第二号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

- 一 法第二十八条の二から第二十八条の五までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- 二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
- 三 年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給与に関する特例措置に関する情報
- 四 当該職員が年齢六十年に達した日から条例第三条に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- 五 その他勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

(文書の交付)

5 条例附則第八項及び第九項の規定により職員に情報を提供するに当たっては、前項各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。ただし、当該文書の交付によらないことを適当と認める場合には、これに代わる適当な方法により行うことができる。

(勤務の意思の確認)

6 条例附則第八項及び第九項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるとともに、次に掲げる事項を確認するものとする。

- 一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- 二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思
- 三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- 四 その他任命権者が必要と認める事項

(石川県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第二条 石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正

する。

第三条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第三条の二 条例第三条第二項の規定は、十一年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(条例附則第十七項に規定する職員を除く。)に対しては適用しない。

第五条第二号中「附則第二十六項」を「附則第三項」に改め、同条第三号中「附則第二十七項」を「附則第四項」に改め、同条第四号中「附則第二十八項」を「附則第五項」に改め、同条第五号中「附則第三十二項」を「附則第九項」に改め、同条第六号中「附則第三十三項」を「附則第十項」に改める。

附則第二項中「附則第三十五項ただし書」を「附則第十二項ただし書」に改める。

別表ハの表第一号区分の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成十九年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和三十五年法律第九十五号)(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十九年四月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの

別表ハの表第二号区分の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定任命により職員となつた者のうち、平成十九年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級又は九級であつたもの

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 別表第九に掲げる職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第九の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第五十二条第五項中「第二項及び」を「第二項、第三項及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第九の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第二項第二号又は石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第二項第二号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。) 勤務時間条例第二条第二項第二号又は学校職員勤務時間条例第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号。以下「任期付職員条例」という。)第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 勤務時間条例第二条第二項第三号又は学校職員勤務時間条

例第三条第二項第三号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

- 4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第九の二に掲げる額  
 二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第九の三に掲げる額

第三章第二節中第五十二条の次に次の一条を加える。

（条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

第五十二条の二 条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する前条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

- 2 条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する前条第六項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ中「二千二百八十円」とあるのは「千六百元」と、同項第二号イ中「六千四百三十円」とあるのは「四千五百円」とする。

第五十二条第三項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 一 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る管理職手当の区分に応じ、別表第十の三の管理職手当額欄に定める額に勤務時間条例第二条第二項第二号又は学校職員勤務時間条例第三条第二項第二号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

第五十二条の二の前の見出しを削り、同条を第五十二条の二の二とし、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付する。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第五十三条の二 条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

第五十二条の四第一号及び第二号中「第五十三条の二第一項」を「第五十三条の二の二第一項」に改める。

第五十三条の五、第五十三条の六第一項及び第五十三条の七中「第五十三条の二第三項」を「第五十三条の二の二第三項」に改める。

第五十三条の八及び第五十三条の九中「第五十三条の二」を「第五十三条の二の二」に改める。

第五十三条の九の次に次の一条を加える。

（条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第五十三条の九の二 条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する第五十三条の六の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第十二」とあるのは、「別表第十二の二」とする。

第五十七条の四の四の二第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五十七条の四の十三第三項第一号イを次のように改める。

- イ 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。）をされたこと。

第五十七条の八第二項中「以下この条」の下に「及び第五十七条の九の三」を加える。

第五十七条の九第三項第一号中「第五十七条の八」を「前条（第五十七条の九の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに第五十七条の九の三第二項」に改め、同項第二号

及び第三号中「第五十七条の八」を「前条及び第五十七条の九の三第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
 (条例附則第三十項の規定を受ける職員の特勤勤務手当基礎額)

第五十七条の九の二 条例附則第三十項の規定を受ける職員であつて、第五十七条の六第三項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 条例附則第三十項の規定を受ける職員のうち、第五十七条の六第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特勤勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第三十項の規定を受ける職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額)

第五十七条の九の三 条例附則第三十項の規定を受ける職員であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第五十七条の八第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 条例附則第三十項の規定を受ける職員のうち、第五十七条の八第四項各号に掲げる職員であるものの特勤勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

第六十条の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六十二条の二第二項第一号中「管理監督職員」を「次号から第四号までに掲げる職員以外の管理監督職員」に改め、「(次号に掲げる職員を除く。)」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員のうち高等学校等の職員 次に掲げる当該職員の占める職に応じ、それぞれ次に定める額

イ 校長及び別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で校長相当の者が占める職 五千円

ロ 副校長、教頭、別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で副校長相当の者又は教頭相当の者が占める職及び部主事 三千円

第六十二条の二第二項中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 第四号に掲げる職員以外の定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 一万二千元

ロ 二種 九千元

ハ 三種 七千五百円

ニ 四種 六千元

ホ 五種 五千元

第六十二条の三第一項第一号中「管理監督職員(次号に掲げる職員を除く。)」を「次号から第四号までに掲げる職員以外の管理監督職員」に改め、同項中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 第四号に掲げる職員以外の定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 二種 四千五百円

ハ 三種 三千八百円

ニ 四種 三千円

ホ 五種 二千五百円

第六十二条の三第一項に次の一号を加える。

四 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員のうち高等学校等の職員 次に掲げる当該職員の占める職に応じ、それぞれ次に定める額

イ 校長及び別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で校長相当の者が占める職 二千五百円

ロ 副校長、教頭、別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で副校長相当の者又は教頭相当の者が占める

職及び部主事 千五百円

第六十二条の三の次に次の一条を加える。

(条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

第六十二条の三の二 条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する第六十二条の二第二項及び前条第一項の規定の適用については、当分の間、第六十二条の二第二項第一号及び第三号並びに前条第一項第一号及び第三号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

第六十二条の四に見出しとして「(管理職員特別勤務手当実績簿)」を付する。

第七十条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七十一条第一号及び第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七十六条の十第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七十六条の二十一の九第一号イ中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第七十六条の二十二の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

別表第九の二の次に次の一表を加える。

別表第九の3 (第52条関係)

調 整 基 本 額 表

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円
8 級	11,700円
9 級	13,200円

ロ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,200円
2 級	7,600円
3 級	7,700円
4 級	8,700円
5 級	9,200円
6 級	9,600円
7 級	10,300円
8 級	11,300円
9 級	12,300円

ハ 教育職給料表(-)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
3 級	9,100円
4 級	9,900円 (条例別表第3イの備考2に定める職員にあつては、10,200円)
5 級	12,500円

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
3 級	8,900円
4 級	9,700円 (条例別表第3口の備考2に定める職員にあつては、10,000円)
5 級	12,200円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	7,800円
3 級	8,500円
4 級	9,800円
5 級	11,500円

ヘ 医療職給料表(-)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

ト 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

チ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円
7 級	11,100円

同表第10の11中「再任用職員」と「定年前再任用短時間勤務職員」と定める。

同表第11の11中「第53条の2第1項」と「第53条の2の2第1項」と改め、同表備考3中「第53条の2第1項第1号」と「第53条の2の2第1項第1号」と改め、同表の次に次の1表を加える。

## 別表第12の2(第53条の9の2関係)

## 初任給調整手当額表

職員の区分 期間の区分	2 項 職 員	3 項 職 員
	円	円
1 年 未 満	35,600	35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	35,600	32,900
2 年 以 上 3 年 未 満	35,600	30,800
3 年 以 上 4 年 未 満	35,600	28,700
4 年 以 上 5 年 未 満	35,600	26,600
5 年 以 上 6 年 未 満	35,600	24,500
6 年 以 上 7 年 未 満	34,300	22,400
7 年 以 上 8 年 未 満	33,000	20,300
8 年 以 上 9 年 未 満	31,800	18,200
9 年 以 上 10 年 未 満	30,500	16,100
10 年 以 上 11 年 未 満	29,300	13,700
11 年 以 上 12 年 未 満	28,000	11,200
12 年 以 上 13 年 未 満	26,700	8,800
13 年 以 上 14 年 未 満	25,500	6,300
14 年 以 上 15 年 未 満	24,500	3,900
15 年 以 上 16 年 未 満	23,500	
16 年 以 上 17 年 未 満	22,500	
17 年 以 上 18 年 未 満	21,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	20,600	
19 年 以 上 20 年 未 満	19,600	
20 年 以 上 21 年 未 満	18,600	
21 年 以 上 22 年 未 満	18,200	
22 年 以 上 23 年 未 満	17,800	
23 年 以 上 24 年 未 満	17,100	
24 年 以 上 25 年 未 満	16,700	
25 年 以 上 26 年 未 満	16,200	
26 年 以 上 27 年 未 満	15,800	
27 年 以 上 28 年 未 満	15,400	
28 年 以 上 29 年 未 満	14,800	
29 年 以 上 30 年 未 満	14,600	
30 年 以 上 31 年 未 満	14,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	13,900	
32 年 以 上 33 年 未 満	13,300	
33 年 以 上 34 年 未 満	12,700	
34 年 以 上 35 年 未 満	12,200	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第53条の4各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「2項職員」とは、第53条の2の2第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

別記第1号を次のように改める。



別記第六号の様式中「再任用」を「定年再任用」に改める。

(石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正)

第五条 石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項から第五項まで並びに第六条第四項及び第七項中「再任用短時間勤務職員」を「定年再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条の二中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

第七条の三第二項、第十二条及び第十四条の四中「再任用短時間勤務職員」を「定年再任用短時間勤務職員」に改める。

(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部改正)

第六条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する人事委員会規則の廃止)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第二項の人事委員会規則による通知)

3 条例附則第二項の人事委員会規則による通知は、一般職の職員の給与に関する条例附則第三十項の規定による給料月額及び同条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料に関する規則(令和四年石川県人事委員会規則第十七号)第十三条の規定により行いものとする。

(教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正)

第七条 教職調整額の支給方法に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員」に改める。

(教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第八条 教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員であるときは」を「定年再任用短時間勤務職員にあつては」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の支給額)

第四条の二 条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第一及び別表第二中「再任用職員」を「定年再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の苦情相談に関する規則の一部改正)

第九条 職員の苦情相談に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく」を「第二十二條の四第一項の規定による」に改める。

第六条中「作成し、」の下に「毎年、苦情相談の概要を」を加える。

(石川県職員等の修学部分休業等に関する規則の一部改正)

第十条 石川県職員等の修学部分休業等に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

第二十一条第二項第三号ロ中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第二項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同号ニ中「第七条の二第四項、第八条第三項又は第十三条」を「第十九条第一項、第二項又は第三項」に改める。

(石川県職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第十一条 石川県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年石川県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部改正)

第十二条 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則(令和二年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第十三条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(令和四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第二条の規定による勤務についての準用)

第二条 第一条の規定による改正後の石川県職員の定年等に関する規則(以下「新定年規則」という。)第三条、第四条、第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年石川県条例第二十八号。以下「改正条例」という。)附則第二条の規定による勤務について準用する。

(準備行為)

第三条 新定年規則第十五条の規定による定年前再任用の手続及び附則第六条に規定する暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(改正条例附則第二条の人事委員会規則で定める職及び職員)

第四条 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年(改正条例附則第一条第二項に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例第一条の規定による改正前の石川県職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が改正条例第一条の規定による改正後の石川県職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第三条第一項に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条第一項に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

3 新定年規則第五条第二項ただし書及び第三項の規定は、改正条例附則第二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(暫定再任用の原則)

第五条 任命権者は、暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第十三条に定める平等取扱いの原則、同法第十五条に定める任用の根本基準及び同法第二十三条の人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する者(以下「定年退職者等」という。)が地方公務員法第五十二条第一項に規

定する職員団体の構成員であつたことその他同法第五十六条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用希望者に明示する事項)

第六条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- 二 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- 三 暫定再任用に係る勤務地
- 四 暫定再任用をされた場合の給与
- 五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 その他任命権者が必要と認める事項

2 改正条例附則第三条第五項(改正条例附則第五条第三項において準用する場合を含む。)に規定する職員の同意は、任期の更新前の適切な時期に書面により得るものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第七条 改正条例附則第三条から第六条までに規定する人事委員会規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- 一 能力評価及び業務評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき従前の勤務実績
- 二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る辞令の交付)

第八条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。ただし、第三号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- 一 暫定再任用を行う場合
- 二 暫定再任用職員(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の任期を更新する場合
- 三 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

(改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第九条 改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 3 改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員(新定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第十条 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三条の規定による改正後の職員の

特殊勤務手当に関する規則第五条の規定を適用する。

(改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十一条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(以下「新給与規則」という。)第五十二条第三項、第四項及び第六項、第五十三条第三項、第六十条の二、第七十条第二項並びに第七十六条の十第一項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第五十二条第四項及び第六項の規定を適用する。この場合において、同条第六項中「当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第二項第二号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第二項第三号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)」とあるのは、「当該各号に定める額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第二項第三号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)」とする。

3 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。)第七条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。)を占める地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る旧定年条例第三条に規定する年齢(改正条例附則第七条第一項各号に掲げる職にあつては、同条第二項に規定する年齢)に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新給与規則第五十二条並びに第一項及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新給与規則第五十二条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員(令和三年改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に改正条例第六条の規定による改正前の給与条例(次号において「旧給与条例」という。))及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第四条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(次号及び第九項において「旧給与規則」という。)第五十二条第二項又は第四項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に一回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合)に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧給与規則第五十二条第二項又は第四項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

- ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）
- 5 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する新給与規則第五十二条第三項の規定の適用については、同項第一号中「別表第十の二」とあるのは、「別表第十の三」とする。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第五十七条の四の四の二第一号、第六十二条の二第二項第二号及び第四号、第六十二条の三第一項第二号及び第三号並びに第七十一条の規定を適用する。
- 7 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、一般職の職員の給与に関する条例の施行規則第五十七条の四の十に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第五十七条の四の十一に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、給与条例第十条の六第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- 一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和五年旧法（令和三年改正法による改正前の地方公務員法をいう。以下同じ。）第二十八条の二第二項の規定により退職した日（令和五年旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十一条の四第一項若しくは第二十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項若しくは第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 8 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項の規定により採用された職員に対する新給与規則第五十七条の四の十三第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 9 施行日前に旧給与規則第五十七条の四の十三第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 10 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、給与条例第二十二条の六第一項第一号又は第三号に掲げる職員であつて、新給与規則第七十六条の二十一の九第一号に規定する常例にあるものは、給与条例第二十二条の六第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。
- 一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和五年旧法第二十八条の二第二項の規定により退職した日（令和五年旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十一条の四第一項若しくは第二十一条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項若しくは第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

11 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員に対する新給与規則第七十六條の二十一の九の規定の適用については、同条第一号イ中「定年前再任用」とあるのは、「地方公務員法第二十二條の四第一項又は同法第二十二條の五第一項の規定による採用（同法の規定により退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）」とする。

12 改正条例附則第十四條第三項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十七條の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

13 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 改正条例附則第十四條第四項

二 育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 改正条例附則第十四條第三項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた改正条例附則第十四條第二項

（改正後の石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第十二條 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第五條の規定による改正後の石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定を適用する。

（改正後の教職調整額の支給方法に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第十三條 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第七條の規定による改正後の教職調整額の支給方法に関する規則第三條の規定を適用する。

（改正後の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第十四條 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第八條の規定による改正後の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第四條の規定を適用する。この場合において、同条中「当該各号に掲げる額

（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）

第三條第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に

学校職員勤務時間条例第三條第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、学校職員勤務時間条例第十一條の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇（以下この条において「第二号特別養子縁組休暇」という。）を与えられた職員にあつてはその額に学校職員勤務時間条例

第三條第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八條第一項又は一般職の任期付研究員及び任期付職員

の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）第四條の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあつてはその額に学校職員勤務時間条例第三條第二項第三号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額」とあるのは、「当該各号に掲げる額

（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）

第三條第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、学校職員勤務時間条例第十一條の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇（以下この条において「第二号特別養子縁組休暇」という。）を与えられた職員にあつてはその額に学校職員勤務

時間条例第三條第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八條第一項又は一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）第四條の規定により任期を定めて採用さ

れた短時間勤務職員にあつてはその額に学校職員勤務時間条例第三条第二項第三号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額」とする。

(改正後の職員の苦情相談に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第九条の規定による改正後の職員の苦情相談に関する規則第二条第一項第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

(改正後の石川県職員の退職管理に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十六条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十一条の規定による改正後の石川県職員の退職管理に関する規則第二十三条第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

一般職の職員の給与に関する条例附則第三十項の規定による給料月額及び同条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和四年十二月二日

石川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第十七号

一般職の職員の給与に関する条例附則第三十項の規定による給料月額及び同条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「条例」という。)附則第三十項の規定による給料月額及び同条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 石川県職員の定年等に関する条例(昭和三十九年石川県条例第三十二号。以下「定年条例」という。)第四条第一項に規定する管理監督職をいう。
- 二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、条例附則第三十二項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- 四 特定日 条例附則第三十項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号。以下「規則」という。)第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 条例第三条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない規則別表第七に定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- 九 上限額 条例第四条第二項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあつては、当該給料月額に石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下この号において「勤務時間条例」という。)第二条第二項第一号及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。

以下この号において「学校職員勤務時間条例」という。)第三条第二項第一号の規定により定められた当該職員の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項及び学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(条例附則第三十二項及び第三十四項の人事委員会規則で定める職員)

第三条 条例附則第三十二項及び第三十四項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、次に掲げる職員

イ 異動日又は条例附則第三十四項に規定する任命をされた日(以下「任命日」という。)以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

ハ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

ニ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

二 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第三十六項の規定による給料の支給)

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十六項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が一回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た

額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員  
人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日の  
その者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第三十六項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する条例附則第三十六項の規定による給料の支給)

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(定年条例第九条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十六項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十六項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第四号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)

又は降号をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を一回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第三十六項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第三十七項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する

前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。
  - 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - 四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。
  - 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
  - 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - 四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する条例附則第三十七項の規定による給料の支給）

第九条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、五十円未満の端数を生

じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額
- 二 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。
  - 一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に規則第二条第二号に規定する昇格をした職員
  - 二 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
  - 三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした職員
  - 四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - 五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となった者に対する条例附則第三十七項の規定による給料の支給)

第十条 警察法第五十六条の四第一項の規定による任命をされた職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員

となった日以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。

- 一 任命日以後に給料表異動等をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)任命日の前日に当該給料表異動等に相当する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第六条第一項に規定する俸給表(以下この号において「俸給表」という。)の適用を異にする異動又は俸給表の適用を異にしない人事院規則九十八(初任給、昇格、昇給等の基準)別表第二に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下この号において「俸給表異動等」という。)があつたものとした場合(俸給表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの俸給表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額
  - 二 任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)任命日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額
  - 三 任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
    - イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第六条第一項に規定する公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
    - ロ イに掲げる職員以外の職員任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第六条第一項に規定する公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額
  - 四 任命日以後に人事委員会の承認を待てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員人事委員会の定める額
  - 五 任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員任命日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
  - 3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
  - 4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。

(人事交流等職員に対する条例附則第三十七項の規定による給料の支給)

第十一条 規則第十七条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第三十項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして条例附則第三十項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第十一条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十一条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十一条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、条例附則第三十七項の規定による給料として支給する。
  - 一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて規則第十七条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
  - 二 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
  - 三 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - 四 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
  - 五 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(この規則により難い場合の措置)

第十二条 任命権者は、条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができ。

(雑則)

第十三条 任命権者は、条例附則第三十項又は第三十一項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなつた場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

第十四条 この規則に定めるもののほか、条例附則第三十項の規定による給料月額及び条例附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料その他条例附則第三十項及び第三十一項並びにこの規則の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

